平成２６年（フ）第２５４号
茨城県水戸市新原２丁目７番24号　プレミールシンハラ201号
債務者　五十畑祐之
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２０号
新潟市中央区室町２丁目45番地２　梢荘203号
債務者　佐藤　勝市
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
長野県千曲市大字森1258番地２
債務者　宮川美恵子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３９号
大津市杉浦町24番８―202号
債務者　大塚　　稔（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
大津市神領２丁目39番27号　パークハイツ宮町Ｂ―３
債務者　安田　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７８号
大津市大将軍１丁目２番１―312号
債務者　村瀬麻衣子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５号
大津市本堅田２丁目６番６号　ラーゴプラシード101号、住民票上の住所大津市雄琴北１丁目17番４号、前住所神奈川県海老名市河原口３丁目16番６―202号
債務者　横幕由利子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
鳥取県米子市三本松４丁目８番５号
債務者　松田　知恵
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８９号
鳥取県米子市尾高1076番地２
債務者　戸田　徳子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２１２号
愛媛県東温市松瀬川1064番地11
債務者　相原　伸一
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
福岡県八女郡広川町大字久泉938番地17シャルネドマンション302号
債務者　堺　　和也
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番17―32号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６５号
鹿児島県霧島市隼人町見次1258番地１　ロイヤルシティ見次503
債務者　内村　武志
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
松江市法吉町803番地２久米の家、住民票上の住所松江市堂形町890番地　コーポ一畑堂形104号
債務者　東　　惠子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
高知県高岡郡四万十町大正中津川275番地
債務者　山脇　郁夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第７８号
福岡県嘉麻市大隈町1083番地
債務者　大場　沙織
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８４号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷８番地２　ハイカムール塚目101号
債務者　西本　美樹（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係